

事業主の皆様へ 企画競争型認定の結果について

平成28年12月9日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

障害者助成部

平成28年度第3四半期の障害者作業施設設置等助成金（第1種作業施設設置等助成金、第2種作業施設設置等助成金）、障害者福祉施設設置等助成金、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金、重度障害者等通勤対策助成金のうち通勤用バスの購入助成金及び通勤用自動車の購入助成金に係る認定申請について、平成28年9月1日から平成28年9月14日までの申請受理期間に公募し、受理された31件について審査を行った結果、以下のとおり、24件を認定しました。

今回、評価点1点以上のものすべて認定しても第3四半期に設定された予算の範囲内であったため、すべて認定（総額約1千4百万円）されました（申請状況によっては評価点が1点以上であっても不認定となる場合があります）。

なお、企画競争型認定の対象となる助成金は、予算の範囲内で認定するため、今回認定となった事例と同種の取り組みをした場合であっても、今後の企画競争で必ず認定されるとは限りません。

## 1 結果

- |                   |             |
|-------------------|-------------|
| (1) 第1種作業施設設置等助成金 | 29件のうち認定22件 |
| (2) 障害者福祉施設設置等助成金 | 1件のうち認定1件   |
| (3) 通勤用自動車の購入助成金  | 1件のうち認定1件   |

※ 第2種作業施設設置等助成金、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金、通勤用バスの購入助成金の認定申請はありませんでした。

## 2 概要

《認定した例》

[第1種作業施設設置等助成金]

○車椅子対応トイレの新設（附帯施設）

【身体障害者（両下肢機能障害）】

この事業所では、両下肢機能に障害があり車椅子を使用する従業員を雇用することになったが、就業場所近くには仮設トイレしかない。事業所敷地内にある他のトイレは和式のため、車椅子では使用できないことから、就業場所近くに車椅子対応トイレを新設するという申請がされた。

トイレはすべての従業員に必要な施設であることから、そもそも事業所内にトイレが設置されていない場合には、事業主が本来整備を行う必要があるため、助成金の対象とはな

らない。しかし、事業所の敷地内にはトイレが設置されており、そのトイレが和式のため使用できないという申請であったことから、車椅子対応トイレの新設は、障害特性に配慮したものと認められるため認定した。

なお、仮設トイレは一時的な使用を目的としていることから、事業所に設置済みのトイレとはみなさない。

#### [障害者福祉施設設置等助成金]

##### ○トイレ扉の改修

#### 【身体障害者（両上肢、両下肢機能障害）[中途障害]】

両上下肢に障害があり、車椅子を使用することになった従業員のために、休憩室のあるフロアのトイレの入口扉を自動扉に改修するという申請がされた。

両上下肢機能に障害があり、車椅子を使用するこの従業員がトイレの入口扉を開閉できるように自動扉に改修することは、対象障害者の雇用継続のために必要と認められるため認定した。

#### [通勤用自動車の購入助成金]

##### ○手動運転装置を取り付けた自動車の購入

#### 【身体障害者（両下肢機能障害）[中途障害]】

屋外の作業現場で管理・監督の仕事をしていた従業員が、交通事故により両下肢機能障害となり、車椅子を使用することになった。この従業員はこれまで自宅から作業現場まで社車で通勤していたが、作業現場では車椅子で仕事をすることが困難なため、事務の仕事に配置転換されることになった。これまで使用していた社用車はリース車両であり、障害者用の仕様ではなかったため、事業主は新たにこの従業員のために通勤専用として手動運転装置をつけた自動車を購入することにした。公共交通機関で通勤した場合、障害による通勤困難性が認められるため、事業主が通勤用自動車をこの従業員のために購入して使用させることは、対象障害者の雇用継続のために必要と認められるため認定した。

#### [参考]

※上記以外の認定例として、下肢に障害があり和式トイレを使用できない従業員のために洋式トイレに改修した事例や、視覚障害があり書類の小さい文字の判読ができない従業員のために拡大読書器を整備した事例などについても対象障害者の障害特性に配慮したものとして認定した。

《一部を認定した例》

[第1種作業施設設置等助成金]

○カーポート、玄関スロープの設置、事務室扉の改修（附帯施設）

【身体障害者（両上肢、両下肢機能障害）】

両上下肢に障害があり、車椅子を使用している従業員のために、カーポートと玄関スロープの設置、廊下等への手すりの設置、靴を履き替えるための椅子の設置、事務室扉を改修するという申請がされた。

カーポートとスロープの設置、事務室扉の改修は、障害特性に配慮したものと認められるため認定した。

なお、上記の措置を行うことによって、車椅子を使用する従業員が勤務できる環境となるため、手すり椅子の設置については、対象障害者の必要最低限の措置とは言えないため不認定とした。

○拡大読書器、画面読み上げソフトの設置・整備（作業設備）

【身体障害者（視覚障害）[中途障害]】

パソコンの修理を担当している視覚障害のある従業員の職場復帰に際して、書類を読むために拡大読書器を1台、複数のパソコンを同時に操作するために画面読み上げソフト10台を整備するという申請がされた。

視覚障害のある従業員のために拡大読書器を設置、画面読み上げソフトを整備することは障害特性に配慮した措置と認められるため認定した。

※同一の設備を複数整備する場合は、そのうちの1つのみが助成対象となるため、画面読み上げソフトについては1台分のみを認定した。

○外階段手すりの設置、出入口段差解消工事（附帯施設）

【身体障害者（体幹機能障害）】

体幹機能に障害があり歩行が困難な従業員のために、出入口の段差を解消する工事を行い、階段に手すり滑り止めマットを設置し、渡り廊下に手すりを設置、さらにトイレの小便器にも手すりを設置するという申請がされた。

出入口の段差解消工事と階段の手すりについては、障害特性に配慮した措置と認められるため認定した。

滑り止めマットの設置については、従業員の安全管理上事業主が行うべき措置であるため不認定とした。また、渡り廊下への手すり設置については、主な就業場所への経路ではないため不認定とした。さらに、トイレの小便器への手すり設置については、この従業員が個室トイレであれば自力で使用できることが確認できたため不認定とした。

《不認定とした例》

[第1種作業施設設置等助成金]

**改修場所が主に作業を行う場所ではない**

○事務所入口の扉改修、カードリーダーの設置（附帯施設）

**【身体障害（両上肢、両下肢機能障害）【中途障害】】**

両上下肢に障害があり、車椅子を使用することになった従業員のために、就業場所の入口扉を自動扉に改修し、併せて、セキュリティの関係上、就業場所に入室するために設置してあるカードリーダーを車椅子利用者でも触れられる位置に追加で設置するという申請がされた。

この従業員は職場復帰後、業務の大半を自宅で行っており、申請事業所が主たる就業場所とは認められないため不認定とした。

[参考]

※上記以外の不認定例として、申請事業主の要件を満たしていないため不認定とした事例や、従業員が使用する電話機本体工事については、一般事務業務（電話の応対業務）を行ううえで本来必要な設備であるとして不認定とした事例がある。

### 3 その他

助成審査委員会において、今回申請された施設の新設・改修等に係る改修図面について、必要な事項が明記されており分かりやすいとの意見があった。図面については、当機構 HP に掲載している「障害者作業施設設置等助成金 留意事項（参考2）」を参照し、作成いただきたい。